

# 医療従事者の賃金改善について

当院は外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）および入院ベースアップ評価料34を算定しています。これは、医療従事者の処遇改善（賃金引き上げ）を目的として、診療報酬の中に設けられた評価料です。

## 【算定対象】

- \* 外来・在宅ベースアップ評価料 … 初診時・再診時
- \* 入院ベースアップ評価料 … 当院に入院されている方

## 【対象職員】

- \* 医師を除く当院に勤務する全職員（看護師・看護補助者・薬剤師・検査技師・栄養士・作業療法士・ケースワーカー・事務職員 等）

評価料による収入は、対象職員の基本給・手当・賞与等の賃金改善に充てられ、医療サービスの質の維持・向上に活用されます。

ご理解とご協力をお願いいたします。

※ 令和8年診療報酬改定により、40歳未満の勤務医も対象に追加されました。

令和8年6月1日  
医療法人荘和会 菅原病院  
院長 菅原和彦